

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1801号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下この条において「移動後号等」という。）に対応する同表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下この条において「移動号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下この条において「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第30条 条例第34条第1項の人事委員会規則で定めるものは、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を所管する教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき定めた教育委員会規則に規定する主任等で、次の各号に掲げる学校の区分に応じ当該各号に掲げる職務とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 義務教育学校</u></p> <p>ア <u>教務主任</u></p> <p>イ <u>3学級以上の学年に置かれる学年主任</u></p> <p>ウ <u>3学級以上の学校に置かれる生徒指導主事</u></p> <p>エ <u>6学級以上の学校に置かれる研究主任、生活指導主任又は進路指導主事</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第38条 次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例第14条又は市町村立学校職員給与条例第14条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、当該職員に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。</p> <table border="1"><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>中央児童相談所又は女性福祉相談所に勤務する職員</td><td>(略)</td></tr><tr><td>小学校、<u>中学校又は義務教育学校</u>に勤務する職員</td><td>(略)</td></tr></table> <p>2 (略)</p>	(略)	(略)	中央児童相談所又は女性福祉相談所に勤務する職員	(略)	小学校、 <u>中学校又は義務教育学校</u> に勤務する職員	(略)	<p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第30条 条例第34条第1項の人事委員会規則で定めるものは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を所管する教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき定めた教育委員会規則に規定する主任等で、次の各号に掲げる学校の区分に応じ当該各号に掲げる職務とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第38条 次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例第14条又は市町村立学校職員給与条例第14条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、当該職員に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。</p> <table border="1"><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>中央児童相談所又は女性福祉相談所に勤務する職員</td><td>(略)</td></tr><tr><td>小学校又は<u>中学校</u>に勤務する職員</td><td>(略)</td></tr></table> <p>2 (略)</p>	(略)	(略)	中央児童相談所又は女性福祉相談所に勤務する職員	(略)	小学校又は <u>中学校</u> に勤務する職員	(略)
(略)	(略)												
中央児童相談所又は女性福祉相談所に勤務する職員	(略)												
小学校、 <u>中学校又は義務教育学校</u> に勤務する職員	(略)												
(略)	(略)												
中央児童相談所又は女性福祉相談所に勤務する職員	(略)												
小学校又は <u>中学校</u> に勤務する職員	(略)												

第2条 特殊勤務手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（災害応急作業手当）</p> <p>第4条 条例第5条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員及び任命権者が委員会と協議して定める職員とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">（夜間看護手当）</p> <p>第27条 条例第31条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">（航空業務手当）</p> <p>第32条 条例第38条第1項の人事委員会規則で定める職員は、警察職員及び次に掲げる勤務箇所に勤務する職員並びに任命権者が委員会と協議して定める職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">（遭難救助等作業手当）</p> <p>第34条 条例第40条第1項の人事委員会規則で定める職員は、警察職員及び次に掲げる勤務箇所に勤務する職員並びに任命権者が委員会と協議して定める職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（災害応急作業手当）</p> <p>第4条 条例第5条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員及び任命権者が委員会と協議して定める職員とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> <u>防災局放射能対策課</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">（夜間看護手当）</p> <p>第27条 条例第31条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> <u>新星学園</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">（航空業務手当）</p> <p>第32条 条例第38条第1項の人事委員会規則で定める職員は、警察職員及び次に掲げる勤務箇所に勤務する職員並びに任命権者が委員会と協議して定める職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> <u>防災局放射能対策課</u></p> <p style="text-align: center;">（遭難救助等作業手当）</p> <p>第34条 条例第40条第1項の人事委員会規則で定める職員は、警察職員及び次に掲げる勤務箇所に勤務する職員並びに任命権者が委員会と協議して定める職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> <u>防災局放射能対策課</u></p> <p>2～4 (略)</p>

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。